



# 納税相談のお知らせ

平成23年分の収入に係る納税相談を下記の日程で「町民センター 1階大集会室」で開催いたします。

次の①～⑥に該当する確定申告が必要な方、還付申告を希望される方は、必要書類等を持参の上、お越してください。

また、24年度中に所得に関する証明（所得証明書、非課税証明書等）が必要になる方は、収入についての申告が必要になりますので①～⑥に該当しなくてもお越してください。

- ① 事業所得や不動産所得（農地等の賃貸料等）などがある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 個人年金等に係る雑所得のある方
- ⑥ 生命保険契約や損害保険契約等の満期返戻金等の額から保険料又は掛金を差し引き、残額が50万円を超える方（複数の受取りがある場合は合計します）

※平成23年分の申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

## ＜納税相談の日程＞

場所：町民センター1階大集会室

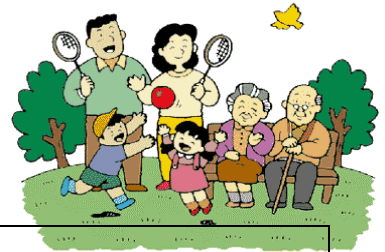
下記のとおり、該当される日にお越してください。

|                       | 相 談 時 間                     |                 |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------|
|                       | 午前（9：00～12：00）              | 午後（13：00～16：30） |
| 2月14日（火）<br>～2月17日（金） | 西 町、緑 町、仲 町                 |                 |
| 2月20日（月）<br>～2月21日（火） | 元 町、屯田町                     |                 |
| 2月22日（水）<br>～2月24日（金） | 旭 町、南桜町、西岡町、<br>西原町、東 町、藤本町 |                 |
|                       | ※ 24日は午前のみです                |                 |

◇ 税務署から確定申告用紙が送付されている方は、必ず持参してください ◇

## ☆申告書の作成に際して、次の必要な書類をご用意ください

- 印鑑                      ○給与所得や公的年金等の源泉徴収票                      ○医療費の領収書
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料等の控除証明書
- 国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書
- 国民年金基金、国民年金保険料控除証明書
- 個人年金や生命保険の一時金の受取がある場合は、金額や掛金等のわかる書類
- 農業者年金の保険料（金額がわかるもの）
- 申告者本人の口座番号                      ○寄附金等の受領証や証明書



## ☆所得控除について

所得控除の主なものについてお知らせします。

| 控除の種類          | 説 明   |
|----------------|---|
| <b>社会保険料控除</b> | <p>本人又は本人と生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料（健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料、国民年金基金、介護保険料、後期高齢者医療保険）を支払った場合は支払者本人、給与から天引きされている場合は給与の受給者が控除の対象になります。</p> <p>※後期高齢者医療保険料や介護保険料など年金から天引きされている場合は年金受給者本人の控除対象となります。窓口や口座振替で支払った場合は、その支払者の控除対象となります。</p>                    |
| <b>障害者控除</b>   | <p>申告者本人やその控除対象配偶者、扶養親族が、平成23年12月31日の現況において、障害者や特別障害者である場合に、所定の金額が控除されます。</p> <p>※要介護認定を受けている方が、障害者控除を受ける場合は、障害者控除対象者認定書を添付してください。剣淵町で認定を受けている場合は、ふれあい健康センターで認定書を発行しています（毎年必要になります）</p>   |
| <b>医療費控除</b>   | <p>医療費控除は、申告者のほか、生計を一にする親族のために平成23年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。</p> <p>※健康増進のための医薬品購入費や、疾病予防のための予防接種、人間ドックなど健康診断のための費用は、医療費控除の対象外となりますので、ご注意ください。</p> <p>（注）領収書は、あらかじめ病院ごとに医療費の合計金額を計算してきてください。また、医療費を補てんする家族療養費、高額医療費、生命保険の支払いがあったときは、通知書を持参してください。</p> |

**確定申告について、不明な点がある方は、住民課税務グループ（電話 34-2121 内線411）まで連絡をお願いします。**